

## 中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 国内取引段階における貨物輸出に係る税務および税務リスクについて

### 増値税課税政策が適用される輸出貨物

1. 輸出企業が輸出、または輸出とみなされる行為を行ううち、国务院の決定に基づき財政部および国家税務総局が明確に輸出還付（免税）を取消した貨物  
（※来料加工による再輸出貨物、落札機電製品、指定原材料、特殊区域へ供給される水・電気・ガス、海洋工程構造物は含まない。）
2. 輸出企業またはその他の単位が、特殊区域内へ販売する生活消費用品および交通運輸手段。
3. 輸出還付詐欺により税務機関から増値税還付（免税）の取扱停止処分を受けている期間中に輸出された貨物。
4. 虚偽の届出書類を提出した貨物。
5. 増値税還付（免税）に係る証憑に偽造または不実記載がある貨物。
6. 国家税務総局が定める期限内に免税消込申告を行わなかった、または主管税務機関により免税消込が認められなかった輸出たばこ。
7. 次のいずれかに該当する輸出貨物・労務：
  - ① 白紙の輸出貨物通関申告書、輸出外貨受領消込書等の還付（免税）証憑を、委託契約を締結した貨物取扱会社・通関業者、または海外輸入者指定の貨物取扱会社以外の単位または個人に使用させた場合。
  - ② 自営名義で輸出するが、実質的には当該企業およびその投資企業以外の第三者が名義を借りて業務を行っている場合。
  - ③ 同一貨物について、自営名義で売買契約と代理輸出契約を同時に締結している場合。
  - ④ 通関後、船荷証券等の品名・規格等を改ざんし、通関書類と不一致を生じさせた場合。
  - ⑤ 自営名義で輸出するが、品質リスク、回収不能リスク、還付不能リスクのいずれかを負担しない場合。
  - ⑥ 実質的に輸出業務に関与していないにもかかわらず、自営名義で輸出する場合。

### 消費税課税政策が適用される輸出貨物

消費税課税対象となる貨物を輸出または輸出とみなす場合、規定に従い消費税を納付しなければならないが、既納の消費税は還付されず、かつ国内販売に係る消費税から控除することもできない。

### 課税対象輸出貨物の増値税・消費税の計算方法

#### 1. 増値税

- ① 一般納税者の場合  
売上税額 = (FOB 価格 - 保税輸入原材料費) ÷ (1 + 適用税率) × 適用税率  
※差額税率により不免税・不控除額を既に原価算入した場合、当該税額は仕入税額へ振替戻入する。
- ② 小規模納税者の場合  
納付税額 = FOB 価格 ÷ (1 + 徴収率) × 徴収率

## 2. 消費税

- ① 従価課税方式：納付税額＝売上額×税率
- ② 従量課税方式：納付税額＝販売数量×単位税額
- ③ 複合課税方式：納付税額＝売上額×税率＋販売数量×単位税額

### 税務登記情報確認の時期

課税対象貨物の輸出事業者は、初回納税義務発生時に電子税務局または税務窓口で税務登記情報確認を行い、法定申告期限に従って適切に申告する必要がある。

### 委託輸出証明の発行手続

委託輸出の場合、委託者は通関日から翌月の申告期限内に主管税務機関へ「委託輸出貨物証明」を提出する。税務機関の審査後、委託者は当該証明を受託者へ交付し、受託者は「代理輸出貨物証明」の発行を申請する。

### 通関前に税務登記確認を行う理由

輸出前段階で既に仕入・生産に伴う課税事実が発生しているため、税務登記確認が必要である。未確認、または税務異常状態（抹消・非正常・失踪等）の場合は、税務処理完了後に通関申告を行う。

### 登記抹消時の注意点

市場監督管理部門での抹消申請前に税務抹消を完了し、清税証明を取得する必要がある。部門間で情報共有がある場合は紙面提出不要。

### 通関段階での注意事項

税関申告書の偽造・改ざん、架空輸出、過少申告等は禁止される。違反行為は「税収徴収管理法」「税関行政処罰実施条例」に基づき処分され、犯罪に該当する場合は刑事責任が追及される。

### お見逃しなく！

上記の通り、通関前に必ず行うべき事項：税務登記情報確認完了；異常税務状態でないことの確認；委託輸出証明書の適時取得。税務未処理のまま通関すると、通関拒否または事後調査リスクがある。

### 注記：中国の消費税と増値税の説明

#### 消費税：

1. 定義：中華人民共和国の域内において、指定された消費品を生産、委託加工または輸入する単位および個人に対して課される流通税／間接税である。
2. 課税対象：主にたばこ、酒類、石油製品、自動車、化粧品などの特定の消費品である。
3. 課税段階：生産または輸入の段階で課税され、税額は商品価格に含まれ、最終消費者が実質的に負担する。
4. 課税方式：従価税率方式、従量税額方式、またはそれらを組み合わせた複合課税方式がある。

#### 増値税

1. 定義：中国における最も主要な税目の一つであり、商品、サービス、無形資産、不動産などが国内市場において生み出す付加価値部分を課税標準とする流通税／間接税である。
2. 課税対象：企業または個人が各生産段階、流通段階、またはサービス提供段階において創出した付加価値額に対して課税される。

3. 納税義務者：域内で貨物を販売する者、サービスを提供する者、無形資産または不動産を販売する者、ならびに貨物を輸入する単位および個人が含まれる。
4. 増値税は通常、仕入税額を売上税額から控除すること（いわゆる「仕入税額控除方式」）が認められている。